

令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務  
受託候補者選定の評価基準

令和8年2月27日

(目的)

第1条 この基準は、令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定要項（以下「選定要項」という。）第6条の規定により受託候補者を選定するために行う評価について必要な事項を定める。

(評価方法)

第2条 選定要項第3条に定める令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、選定要項第6条の規定により受託候補者の選定を行うために、選定要項第5条第2項に規定する企画提案書について評価する。

2 選定委員会は、選定要項第6条の規定により、企画提案及び業務実績の評価を行う。

(評価項目及び評価基準)

第3条 評価は、次の各号について、令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定評価基準（別表）により行うものとする。

- (1) プロジェクト創出支援
- (2) プロジェクト実証支援
- (3) 成果の発信
- (4) コーディネータ、アドバイザーの設置
- (5) 実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめと発信
- (6) 実施体制等
- (7) SDGsに資する取組
- (8) 実績
- (9) 見積金額

(選定方法及び評価点)

第4条 選定要項第6条に定める選定を行う際の評価は、「選定基準（別紙様式）」により行うものとする。

- 2 選定委員会の評価点は、選定要項第3条第2項に定める各委員が採点した合計点の総合計とする。（各委員100点満点、合計300点）
- 3 選定委員会の評価点が180点を超え、かつ最も高い者を受託候補者とする。
- 4 1者のみの応募であっても、選定委員会の評価点が180点を超えない者は、受託候補者から外すものとする。
- 5 評価項目の4項目以上で0点の評価となった委員が1名以上いる場合には、選定委員会の評価点が180点を超えていても、受託候補者から外すものとする。
- 6 同点の場合は、選定委員会の委員長が受託候補者を選定する。

## 別表（第3条関係）

令和8年度京都発脱炭素ライフスタイル推進に係るプロジェクト創出及び実証支援等業務受託候補者選定基準

項目	配点	評価点	評価
①プロジェクト創出支援	20	20	事前調査の方法等について優れた提案があり、関連する団体等とのネットワーク力も多様かつ十分にある。
		13	事前調査の方法等についてある程度有効な提案があり、関連する団体等とのネットワーク力もある程度ある。
		6	事前調査の方法等についてわずかながら有効な提案があり、関連する団体等とのネットワーク力もわずかながらある。
		0	事前調査の方法等についての提案がない。または関連する団体等とのネットワーク力がない。
②プロジェクト実証支援	20	20	プロジェクトの効果測定や社会実装に向けた支援について、優れた提案がある。
		13	プロジェクトの効果測定や社会実装に向けた支援について、ある程度有効な提案がある。
		6	プロジェクトの効果測定や社会実装に向けた支援について、わずかながら有効な提案がある。
		0	プロジェクトの効果測定や社会実装に向けた支援について、提案がない。
③成果の発信	10	10	より多くの市民にホームページや SNS 等を閲覧してもらうための工夫について、優れた提案がある。
		5	多くの市民に発信する工夫について、ある程度有効な提案がある。
		0	多くの市民に発信する工夫について、提案がない。
④コーディネータ、アドバイザーの設置	10	10	コーディネータ、アドバイザーに専門性・実績等があり、設置について具体的かつ優れた提案がある。
		5	コーディネータ、アドバイザーの設置について、具体的な提案がある。
		0	コーディネータ、アドバイザーの設置について、具体的な提案がない。
⑤実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめと発信	15	15	実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめや展示・発信について、優れた提案がある。
		10	実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめや展示・発信について、ある程度有効な提案がある。
		5	実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめや展示・発信について、わずかながら有効な提案がある。
		0	実証が終了するプロジェクトの成果の取りまとめや展示・発信について、提案がない。
⑥実施体制等	10	10	統括管理者、主たる業務担当者に十分な経験年数や資格があり、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に関する体制や方針が明確であり、具体的に安定して業務を遂行できる体制が示されている。
		5	統括管理者、主たる業務担当者が配置され、情報セキュリティ対策及び個人情報保護に関する体制や方針が明確であり、業務を遂行できる体制が示されている。
		0	統括管理者、主たる業務担当者が配置された体制が示されていない。

項目	配点	評価点	評価
⑦SDGs に資する取組	5	5	SDGs に資する取組（これからの 1000 年を紡ぐ企業認定や環境マネジメントシステム（ISO14001 や KES 等）の認証等）を実施している。
		0	SDGs に資する取組を実施していない。
⑧実績 <sup>※1</sup>	5	5	5 件以上の同種業務の実績がある。
		3	2 件以上の同種業務の実績がある。
		0	同種業務の実績が 2 件未満である。
⑨見積金額	5	5 点 × (応募者中の最低見積額) / (応募者の見積額) ※ただし、小数点以下は切り捨てる。	

※1 統括管理者及び主たる業務担当者が同業務の実績を有している場合は、合計 2 件の業務実績とみなす。